

平成 29 年 6 月 26 日

「企業知的財産活用診断サービス」の取扱開始について

株式会社広島銀行（頭取 池田 晃治）では、中小企業・小規模事業者の知的財産^(※)を活用したビジネスを評価する「企業知的財産活用診断サービス」の取扱いを開始しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本サービスは、特許庁の「中小企業知的財産金融促進事業（伴走型支援）」に基づいた広島銀行独自のサービスで、お取引先の幅広い成長支援に活用できるよう「知的財産活用の観点に基づくヒアリング」、「知的財産活用の観点に基づくフィードバック」を行う、**全国で初めての取組み**です。

広島銀行では、本サービスにより事業性評価への取組みをさらに深化させ、知的財産を活用するお取引先の成長支援に向けた融資やコンサルティングを行ってまいります。

(※) 本サービスでは、特許権・商標権をいう。

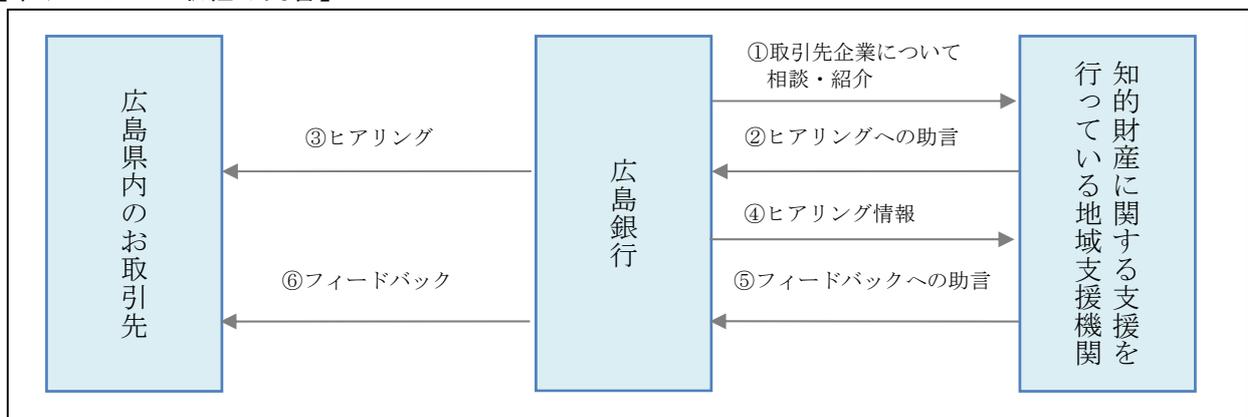
記

1. サービスの概要

知的財産に関する支援を行っている地域支援機関の知見を活用し、広島銀行が知的財産活用の観点からお取引先の事業内容等をヒアリングのうえ、知的財産活用の観点に基づくフィードバックを行うことで事業成長に関する支援を提供する無料のサービスです。

お取引先の事業成長に向けた専門家によるアドバイスなどをフィードバックすることで、お取引先は自社の強み等を再認識および広島銀行と共有し、今後の事業展開に役立てることができます。

【本サービスの取組み内容】



2. 取扱開始日

平成 29 年 6 月 26 日（月）

以上

本件に関するお問い合わせ先
株式会社 広島銀行 法人企画部
TEL (082) 247-5151 (代表)